

●香川県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年10月25日から同年11月15日まで一般の縦覧に供する。

令和元年10月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字庄字八尺361番1地先から 仲多度郡多度津町大字庄字八尺333番1地先まで	10.2~27.0	219	平成14年香川県告示第607号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和元年10月25日